

環自国発第 111130004 号
平成 23 年 11 月 30 日

各地方環境事務所長 殿
釧路・長野・那覇自然環境事務所長 殿
高松事務所長 殿

自然環境局長
(公 印 省 略)

「国立公園事業取扱要領」の全部改正について

今般、「国立公園事業取扱要領」(平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号環境省自然環境局長通知) の全部を別添のとおり改正し、平成 23 年 11 月 30 日から適用することとしたので通知する。

環自国発第 111130004 号
平成 23 年 11 月 30 日

各都道府県知事 殿

自然環境局長

「国立公園事業取扱要領」の全部改正について

今般、「国立公園事業取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号環境省自然環境局長通知）の全部を別添のとおり改正し、平成 23 年 11 月 30 日から適用することとしたので通知する。

[別添]

国立公園事業取扱要領

平成 23 年 11 月 30 日 環自国発第 111130004 号
各地方環境事務所長等宛 環境省自然環境局長通知

目 次

- 第1節 総論（第1—第5）
- 第2節 執行の協議又は認可（第6—第10）
- 第3節 内容の変更の協議又は認可（第11—第15）
- 第4節 認可の条件（第16）
- 第5節 改善命令（第17・第18）
- 第6節 承継の協議又は承認（第19—第23）
- 第7節 休廃止の届出（第24・第25）
- 第8節 失効、取消し等（第26—第28）
- 第9節 原状回復命令等（第29—第31）
- 第10節 報告徴収及び立入検査（第32）
- 第11節 国の機関の執行する国立公園事業（第33）
- 第12節 違反行為（第34・第35）
- 第13節 書類の交付（第36）
- 第14節 令附則の法定受託事務に係る事項（第37・第38）

第1節 総論

(通則)

第1

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(国立公園事業に関する申請内容等に対する指導)

第2

国立公園事業の執行に関し相談を受けたときは、国立公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下、「申請書等」と言う。）又は届出書の内容が、法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意する。

(国立公園事業に関する申請書等の審査等)

第3

1. 地方環境事務所長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は

届出者から国立公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることがある。

2. 地方環境事務所長は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日。）から起算して原則として一月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、申請に対する処分又は協議が規則第 20 条に定める地方環境事務所長に委任された権限によるものである場合は、速やかに行政手続法第 7 条の規定によって、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとし、これ以外の場合にあっては、認可等の拒否又は協議への異議が適当である旨の意見を付して、自然環境局国立公園課長に進達することとする。

3. 本省においては、第 4 により、各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長から進達を受けた日から起算して原則として一月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

（申請書等に係る事務処理（決裁、送付又は進達）方法）

第 4

1. 自然保護官事務所（広島事務所及び福岡事務所を含む。以下同じ。）における申請又は協議（以下、「申請等」という。）の処理及び決裁文書の送付は、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 申請等の内容が地方環境事務所文書管理規則（平成 17 年 10 月 1 日環境政第 051001007 号。以下「文書管理規則」という。）により定められた自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長を除く。）の専決事項に属するものである場合にあっては、当該自然環境事務所長に決裁文書を送付する。

(2) (1) 以外の場合にあっては、申請等に係る地域を管轄する地方環境事務所長（釧路、長野又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあっては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所長。）に決裁文書を送付する。

2. 自然環境事務所（釧路、長野及び那覇自然環境事務所を除く。）における申請等の処理及び決裁文書の送付は、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 申請等の内容が文書管理規則により定められた自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長を除く。）の専決事項に属するものである場合にあっては、自ら処分する。

(2) (1) 以外の場合にあっては、申請等に係る地域を管轄する地方環境事務所長（釧路、長野又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあっては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所長。）に決裁文書を送付する。

3. 自然環境事務所（釧路、長野及び那覇自然環境事務所に限る。）における申請等の処理及び進達は、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 申請等の内容が文書管理規則により定められた自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長に限る。）の専決事項に属するものである場合にあっては、自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長に限る。）が自ら処分する。
- (2) (1)以外の場合にあっては、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。
4. 地方環境事務所における事務の処理及び決裁文書の進達は、次に掲げるとおり行うものとする。
- (1) 申請等の内容が規則第20条に定められた権限に属するものである場合にあっては、地方環境事務所長が自ら処分する。
- (2) (1)以外の場合にあっては、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。

(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示)

第5

1. 国及び公共団体以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。
2. 公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。

第2節 執行の協議又は認可

(執行の協議又は認可の申請書等の様式)

第6

法第10条第4項の申請書等は、様式第1によるものとする。

(執行の協議又は認可の申請書等の記載事項)

第7

第6の申請書等の記載事項のうち、「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については別に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、運輸施設にあっては、(2)、(4)及び(6)を記載することを要しない。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 通年供用又は季節供用の別
- (4) 季節供用の場合にあっては、供用期間
- (5) 料金徴収の有無
- (6) 料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

(執行の協議又は認可の申請書等の添付書類)

第 8

1. 規則第 2 条第 3 項第 7 号の「その他公園施設を適切に管理又は経営することができますことを証する書類」は、以下に掲げる書類とする。
 - (1) 法人にあっては、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - (2) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
2. 規則第 2 条第 3 項第 9 号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含めるものとする。

(執行の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第 9

- 第 6 の申請書等については、次に掲げる事項について審査するものとする。
- (1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく国立公園に関する公園計画（以下「国立公園計画」という。）、法第 9 条第 1 項に基づく国立公園事業の決定、国立公園管理計画（「国立公園管理計画作成要領について」昭和 55 年 7 月 21 日付け環自保第 331 号自然保護局長通知に基づき定められたものをいう。）及び「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成 3 年 7 月 5 日付け環自計第 128 号及び環自国第 385 号自然保護局長通知）との整合性
 - (2) 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
 - (3) 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
 - (4) 国立公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
 - (5) 国立公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
 - (6) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
 - (7) その他第 10 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(執行の協議又は認可の審査基準)

第 10

1. 法第 10 条第 2 項に基づく協議又は同条第 3 項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
 - (1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
 - (2) 国立公園管理計画の規定に適合すること。
 - (3) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
 - (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。

- (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
 - (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
 - (7) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
 - (8) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
 - (9) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (10) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
 - (11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保護官事務所において備付けその他適当な方法により公表するものとする。

第3節 内容の変更の協議又は認可

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の様式)

第11

規則第4条第1項の申請書等は、様式第2によるものとする。

(内容の変更の協議又は認可を要しない事項)

第12

国立公園事業の内容の変更のうち、次に掲げる行為については、協議又は認可を受けることを要しない。

1. 建築物の内部の構造の変更であって、軽易なもの
2. 国立公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあっては、規則第12条各号に掲げる行為に該当するもの
3. 特別保護地区内にあっては、第13条各号に掲げる行為に該当するもの
4. 海域公園地区内にあっては、第13条の3各号に掲げる行為に該当するもの

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第13

第11の申請書等については、第9各号に掲げる事項について審査するものとする。

(内容の変更の協議又は認可の基準)

第14

1. 法第10条第6項に基づく協議又は認可は、第10の1に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保护官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式)

第15

規則第5条の届出書は、様式第3によるものとする。

第4節 認可の条件

(認可の条件)

第16

1. 法第10条第10項の規定に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第14条第3項第2号の規定に基づく認可の取消し又は法第83条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。ただし、安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、別表に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。
2. 法第10条第2項の規定に基づく協議に際しては、別表に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、国立公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めるこことし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。
3. 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第4によるものとする。

第5節 改善命令

(改善命令)

第17

1. 法第11条の規定に基づく国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行に関する改善命令は、国立公園事業の適正な執行の確保の観点から、国立公園事業の執行内容が不適当と認められるときに行うものとする。
2. 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

(改善命令に関する報告)

第18

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那霸自然環境事務所長は、国立公園事業の

執行内容が第 17 の 1 に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第 5 により自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

第 6 節 承継の協議又は承認

(承継の協議又は承認申請書等の様式)

第 19

1. 規則第 6 条第 1 項の申請書等は、様式第 6 によるものとする。
2. 規則第 6 条第 3 項の申請書等は、様式第 7 によるものとする。

(合併又は分割による承継の協議又は承認申請書等の審査事項)

第 20

第 19 の 1 の申請書等については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 承継により生じる国立公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第 21 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

第 21

1. 法第 12 条第 1 項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
 - (1) 国立公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者等に国立公園事業の全部が承継されていること。
 - (2) 申請者等が、当該申請等にかかる国立公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
 - (3) 申請者等が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保護官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認申請書の審査事項)

第 22

第 19 の 2 の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (3) その他第 23 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(相続による承継の承認の審査基準)

第 23

1. 法第 12 条第 2 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
 - (1) 国立公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国立公園事業の全部が承継されていること。
 - (2) 相続人が二人以上ある場合にあっては、申請にかかる国立公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
 - (3) 申請者が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保护官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第 7 節 休廃止の届出

(休廃止の届出書の様式)

第 24

規則第 6 条の届出書は、様式第 8 によるものとする。

(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)

第 25

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、国及び公共団体以外の者から第 24 の届出があった場合には、第 29 の 1 各号への適合を調査し、法第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を様式第 9 により、速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

第 8 節 失効、取消し等

(執行の認可の失効の届出書の様式)

第 26

規則第 8 条の届出書は、様式第 10 による。

(執行の認可の失効の報告)

第 27

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、国及び公共団体以外の者から第 26 の届出書が提出された場合又は法第 14 条第 1 項の規定により法第

10条第3項の認可の失効が確認された場合であって、国立公園事業者自らが第26の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあっては、第29の1各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第11により速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

(国立公園事業の認可の取消しの手続)

第28

1. 各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、法第14条第3項の規定に基づき国立公園事業の執行の認可を取り消す必要があると認めた場合には、第29の1各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第12により速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。
2. 法第14条第3項の規定に基づき国立公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第15条から第28条の規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第9節 原状回復命令等

(原状回復命令等に当たっての手続)

第29

1. 法第15条第1項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。
 - (1) 当該公園施設が国立公園事業の執行のための施設であること。
 - (2) 当該公園施設に関する国立公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに法第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を受けて、国立公園事業の用に供するものではないこと。
 - (3) 当該公園施設が規則第11条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。
 - (4) 当該国立公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。
2. 法第15条第1項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、行政手続法第29条から第31条の規定により弁明の機会を付与するとともに、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
3. 法第15条第1項の規定に基づき原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。

(行政代執行に当たっての手続)

第30

1. 法第15条第1項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場

合であって、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律43号）第2条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する（以下「行政代執行」という。）こととする。

2. 行政代執行に当たっては、同法第3条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも一月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

（簡易代執行に当たっての手続）

第31

1. 第29の1（1）から（4）に該当する場合であって、過失がなくて原状回復等を命ぜべき者を確知することができないときは、法第15条第2項の規定に基づき、原状回復等を行う（以下「簡易代執行」という。）こととする。
2. 法第15条第2項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも一月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。
3. 環境大臣は、法第15条第2項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者（以下「作業員」という。）に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。
4. 当該職員又は作業員は、立入検査に際して、同条第3項に定める身分を示す証明書とともに3の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第10節 報告徴収及び立入検査

（職員による報告徴収及び立入検査）

第32

1. 環境大臣又は地方環境事務所長は、法第17条第1項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
2. 当該職員は、立入検査に際して、同条第2項に定める身分を示す証明書とともに1の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第11節 国の機関の執行する国立公園事業

（国の機関の執行する国立公園事業の取扱）

第33

法第10条第1項の規定に基づき環境大臣以外の国の機関が執行する国立公園事業については、法第10条第2項の規定に基づき執行する公共団体の国立公園事業について、

法、令、規則及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。

第 12 節 違反行為

(違反行為の防止方法)

第 34

地方環境事務所長は、次に掲げる方法により国立公園事業の執行に関する自然公園法の違反行為（以下「違反行為」という。）の防止に努めるものとする。

- (1) 国立公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為に着手しないよう指導すること。
- (4) 法第 10 条第 10 項の規定に基づき付された条件を確実に履行するよう指導すること。

(違反行為に対する措置)

第 35

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- (1) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、当該違反行為が環境大臣の処分に係る行為の場合、必要事項を調査の上速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処分に関する意見を様式第 13 により自然環境局長に報告すること。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告すること。
- (2) 当該違反行為が規則第 20 条に定める地方環境事務所長の権限に係る行為の場合は、自ら処分すること。この場合、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、様式第 13 により速やかに北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告すること。
- (3) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、速やかに該当法令を所管する関係行政庁に連絡すること。

第 13 節 書類の交付

(不認可等に係る指令書等の交付の取扱い)

第 36

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。

- (1) 法第 10 条第 2 項の規定に基づく執行の協議への異議
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定に基づく執行の不認可

- (3) 法第 10 条第 6 項の規定に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- (4) 法第 11 条の規定に基づく公園施設等の改善の命令
- (5) 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく承継の協議への異議又は不承認
- (6) 法第 14 条第 3 項の規定に基づく執行認可の取消し
- (7) 法第 15 条の規定に基づく原状回復等の命令

第 14 節 令附則の法定受託事務に係る事項

(都道府県から送付された認可申請書の審査等)

第 37

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、都道府県知事から令附則第 6 項の規定による都道府県知事の経由に係る申請書の送付を受けたときは、申請書の送付を受けた日から起算して一月以内に、本要領で定める事項について審査し、処理するものとする。

(指令書等の写しの交付)

第 38

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、令附則第 6 項の規定による都道府県知事の経由に係る申請書について処分がされた場合には、当該処分に係る回答書又は指令書の写しを当該都道府県知事に送付するものとする。

附則

この取扱要領は、平成 23 年 11 月 30 日から実施する。

別 表

項目	条件例文	留意事項
一般的事項		<p>1 申請書の記載事項として明らかにされる「支障木の伐採」等の関連行為について、その内容が妥当なものであると認められる場合は、下記留意事項で特に付すこととしているものを除き、条件は付さないものとする。</p> <p>2 下記の例文以外の条件を付す必要がある場合は、法第10条第10項の主旨に留意すること。</p> <p>3 2項目以上の条件を付す場合は、下記の例文の順序を参考とすること。</p> <p>4 下記の例文は、特別地域における申請を対象としているので、特別保護地区における申請の場合は、「風致の保護上」とあるのは「景観の保護上」と、普通地域における申請の場合は「風景の保護上」と書き換えて用いること。</p> <p>5 年月日には元号を付けることとする。また、月末を表す場合には、「30日」「31日」等を用い、「末日」は用いない。</p>
(1) 期間の限定	工事の施工期間は、△年△月△日から△年△月△日までとすること。	<p>1 工事の施工を伴う申請について、国立公園の保護又は利用上、工事の施工を一定の期間に限定する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 「△年」は、工事が数年にわたり、かつ毎年同一時期に工事の施工期間を限定する必要がある場合には、「毎年」とする。</p>
(2) 支障木の処理	<p>ア 支障木の伐採は、必要最小限とすること。</p> <p>イ 支障木のうち移植可能なものは、○○に移植すること。</p>	<p>工事の施工に伴い伐採される支障木がある場合に用いる。</p> <p>1 移植可能であり、かつ移植すべき支障木がある場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「敷地の道路側」「建築物の南側」等移植すべき場所を具体的に記載する。</p> <p>3 必要に応じて、アと組み合わせて用いる。 (例) 支障木の伐採は、必要最小限とともに、移植可能なものは……</p>
(3) 施工上の注意	<p>ア 工事の施工に当たっては、○○の(谷／海)側に編柵を設ける等の措置を講じて土石を崩落させないと。</p> <p>イ 工事の施工に当たっては、(汚濁防止膜／沈澱池)を設置する等の措置を講じて周辺(水／海)域に(土砂及び濁水／濁水)を流出させないと。</p>	<p>1 山岳地、海岸等の急傾斜地における工事の場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「道路」等工作物の種類を具体的に記載する。</p> <p>河川、湖沼又は海に、土砂、濁水等が流出するおそれがある場合に用いる。</p>

	<p>ウ 工事に携わる作業員等工事関係者に対しては、植物の採取、野生動物の捕獲、ごみの投棄等風致の保護上好ましくない行為を行うことのないよう作業員心得を作成し、これを遵守させること。</p>	多数の作業員が、工事現場及びその周辺出入りするような工事を伴う場合に用いる。
(4) 工作物等の意匠	<p>ア ○○には、自然石又は自然石に模したブロックを使用すること。 イ ○○は、自然石に模した表面仕上げとすること。</p> <p>ウ ○○の色彩は、 ①××（色）系統とすること。 ②△△地方環境事務所（△△自然環境事務所）の指示に従うこと。 ③既存部分と同一配色とすること。</p>	<p>1 コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「擁壁」「堰堤」等対象を具体的に記載する。</p> <p>3 対象が、石積み又はブロック積みの場合はアを、コンクリート造り又は石積み等との併用の場合はイを用いる。</p> <p>1 人工の構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、建築物等の色彩を指定する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「屋根」「外壁」「増築する建築物外部」等対象を具体的に記載する。</p> <p>3 色彩を指定する場合は①を用い、具体的に指定する必要がある場合は「××色とすること。」として差し支えない。 また、細部の調整が必要な場合は②を用い、増築又は改築の場合には③を用いる。</p>
(5) 残土、廃材の処理	<p>（残土／既存○○の撤去に伴う廃材） は、 ①国立公園区域外に搬出すること。 ②申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理すること。</p>	<p>1 工事の施行に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合又は既存施設の撤去によって廃材が生じる場合であって、国立公園区域外への搬出を指定する場合は①を用いる。</p> <p>2 残土又は廃材は、国立公園区域外へ搬出することが望ましいが、現場の状況等により、国立公園区域外への搬出が合理的でない場合であって、特別地域内で風致に支障を及ぼすことなく処理できる場合には②を用いる。また、普通地域内で処理する場合には、②の「風致の保護上支障のないよう」を「適切に」と置き換えて用いる。</p> <p>3 ○○には、「倉庫」「電柱」等撤去する工作物を具体的に記載する。</p> <p>4 「△△図」には、添付図面の名称を記載する。</p> <p>5 残土及び廃材の両方を処理する必要がある場合には、「残土及び既存○○の撤去に伴う廃材は、」として一括して差し支えない。</p> <p>6 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 残土は、申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理するとともに、当該□□には、張</p>

		芝、種子吹付等により……（□□には、「土捨場」「残土処理場」等申請書に用いられている名称を記載する。）
(6) 建築物等 の撤去	ア ○○は、△年△月△日までに撤去すること。	<p>1 特に期限を決めて公園施設の一部を撤去させる必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「付帯避難小屋の全部」「既存宿舎の一部」等撤去する工作物及びその範囲を具体的に記載する。</p> <p>3 (2)－3 参照のこと。</p> <p>4 必要に応じて、(7)跡地の整理及び(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 当該○○は、△年△月△日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p>
	イ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。	<p>1 工事に仮工作物の設置が伴う場合に用いる。</p> <p>2 アー4 参照のこと。</p>
(7) 跡地の整理	○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理すること。	<p>1 工事完了後、工事箇所又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「既存建築物撤去」「工事施行」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。</p> <p>3 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) ○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p>
(8) 緑化	ア ○○には、 ①当該地域に生育する植物と同種の植物により ②張芝、種子吹付等により 緑化を行うこと。	<p>1 工事に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。</p> <p>2 ○○には、「建築物の北側」「切土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に……」のように用いる。</p> <p>3 ①の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えること。</p> <p>4 緑化には、当該地域周辺より供給された種苗（移入種を除く）を用いることを基本とするが、当該地域周辺からの種苗の供給が困難な場合は同種の植物を用いる。また、早期に緑化が必要な場合、又は、現場の自然環境等の状況でやむを得ない場合は②を用いる。</p>

		5 必要に応じて、(5)残土、廃材の処理、(6)建築物等の撤去、(7)跡地の整理と組み合わせて用いる。 (例文は各項目を参照のこと。)
	イ ○○には、当該地域周辺より供給された種苗（移入種を除く）により緑化を行うこととし、緑化工の施工に当たっては（工事の施工／土石の採取）に伴い切り取られる（表土／表土及び植物）を使用すること。	1 工事が、特別保護地区、第1種特別地域等自然環境保全上特に重要な地域において施行される場合であって、表土等を緑化工に使用する必要がある場合に用いる。 2 アー2参照のこと。
	ウ モルタル吹付の前面には、ロックネット等を設置したうえ、つる性植物を植栽し、緑化すること。	通常の緑化工では法面の崩壊が防止できないため、やむを得ずモルタル吹付を認める場合であって、風致の保護上前面を植物により隠ぺいする必要がある場合に用いる。
(9) 維持管理	○○の入り口には、当該道路の目的を明記した標識を掲出する等、一般車の乗り入れを制限する措置を講ずること。	工事用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生ずると予想される場合に用いる。
(10) 報告	ア ○○の進捗状況について、天然色写真を添え、××ごとに、△△に報告すること。	1 工事が長期にわたる場合であって、その進捗状況を把握しておく必要がある場合に用いる。 2 天然色写真の添付は、特に必要な場合に求めることとし、それ以外の場合は天然色写真を添え、「」を削除すること。 3 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。 4 △△には、「自然環境局長」「○○地方環境事務所長」（「○○自然環境事務所長」）等を必要に応じ使い分ける。
	イ 行為完了後、（第○項及び第○項／前○項）の履行状況について、天然色写真を添え、△△に報告すること。	1 風致の保護のため、条件の履行状況を確認する必要がある場合に用いる。 2 アー2、4参照のこと。
	ウ 每年4月30日までに、前年度分の月別利用者数（と平均滞在日数）に関する調書を、○○地方環境事務所長（○○自然環境事務所長）に提出すること。	1 宿舎、野営場、スキー場等で、施設の利用者数を把握しておく必要がある場合に用いる。 2 上記事業に係る当初認可においては、原則として付すものとする。
(11) 施設の供用開始	△年△月△日までに施設の供用を開始すること。	1 利用施設について、国立公園の利用上、供用開始の時期を特に事業者に義務づける必要がある場合に用いる。 2 従業員宿舎、管理棟等の管理のための施設の工事の場合には指定しない。 3 運輸施設又は道路法による道路に関する公園事業の場合は、指定しない。

様式第1

国立公園事業執行協議書（認可申請書）

_____国立公園内において_____事業を執行したいので、自然公園法第10条第2項（第3項）の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕

環境大臣 殿

公園施設の種類			
公園施設の位置			
公園施設の規模・構造			
公園施設の管理又は経営の方方法	経営方法	直営 委託（受託者）	
	料金徴収	有（標準的な額） 無	
	供用期間	通年 季節（供用期間）	
公園施設の供用開始の予定年月日	年　　月　　日		
工事施行の予定期間	年　　月　　日 着工 年　　月　　日 完了		
備考			

(備考)

1. 添付書類（ただし、協議にあっては(1)、(2)、(6)から(10)及び(13)を除く。）

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (8) 法人にあっては、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後三年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）
- (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (10) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (11) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1:1,000 以上の図面
- (12) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (13) 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (14) 国立公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

2. 注 意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (2) 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載すること。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第2

国立公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）

_____国立公園_____事業の執行の協議をした（認可を受けた）
 内容を変更したいので、自然公園法第10条第6項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

年　月　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

環境大臣 殿
 (○○地方環境事務所長 殿)

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号		環自許第 年月日 (厚生省国第号)		
変更の内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模・構造			
	公園施設の管理又は経営方法	経営方法		
		料金徴収		
供用期間				
変更しようとする 年月日		年月日		
工事施行の 予定期間		年月日着工 年月日完了		
変更を必要とする 理由				
備 考				

(備考)

1. 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 様式第 1 の添付書類 (5) 及び (11) から (14) に掲げる書類のうち、変更の内容に係るもの（ただし、協議にあっては、(13)を除く。）

2. 注 意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたものにあっては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第3

国立公園事業の内容の軽微な変更届

_____国立公園_____事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、
自然公園法第10条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
 法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

○○地方環境事務所長 殿
 (○○自然環境事務所長 殿)

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号		環自許第号 年月日 (厚生省国第号)	
公園施設の種類			
変更の内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	氏名(名称、 代表者の氏名) 住 所		
	公園施設の 管 理 又 は 経 営 の 方 法	受 託 者	
		標準的な額	
		供用期間	
	供用予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	工事施行の 予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了
変更する年月日		年 月 日	
変更を必要 とする理由			
備 考			

(備考)

1. 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」及び「国立公園事業の種類」欄には当該事業の執行の協議回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあっては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
2. 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
3. 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
 - イ 料金を徴収する場合の標準的な額。
 - ウ 季節供用する場合の供用期間。
4. 不要の文字は、抹消すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4－(1) (宿舎事業及び野営場事業の場合)

_____国立公園_____事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年　月　日

申請者の氏名及び住所

〔法人にあっては、名称、住所
及び代表者の氏名〕
連絡先電話番号 () -

○○地方環境事務所長 殿
(○○自然環境事務所長 殿)

記

施設の利用者数調書

年度分(自 年 月 日 至 年 月 日)			
執行認可等を受けた年月日及び番号	年 月 日 環自許第 (厚生省 国第 号)	公園施設の通称	
公園施設の位置			
収容人員		供用期間	
月	種別 延べ宿泊者数(人日)		備考 (日最大宿泊者数)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合計			

(備考)

1. 延べ宿泊者数は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
$$350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547 \text{ 人}$$
2. 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人（5月5日）)
3. 不要の文字は抹消すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4－(2) (その他の事業の場合)

_____国立公園 _____事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
 法人にあっては、名称、住所
 及び代表者の氏名
 連絡先電話番号 () -

○○地方環境事務所長 殿
 (○○自然環境事務所長 殿)

記

施設の利用者数調書

年度分(自 年 月 日 至 年 月 日)			
執行認可等を受けた年月日及び番号	年 月 日 環自許第 (厚生省 国第 号)	公園施設の通称	
公園施設の位置			
供用期間			
月	利 用 者 数		備 考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合 計			

(備考)

1. 不要の文字は抹消すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 5

番 号
年 月 日

自然環境局長 殿
(○○地方環境事務所長 殿)

○○地方環境事務所長
(○○自然環境事務所長)

_____ 国立公園 _____ 事業に係る
公園施設の改善等に係る報告について

国立公園事業取扱要領第 18 に基づき、次のとおり報告します。

記

- (1) 国立公園事業の種類
- (2) 執行認可の年月日及び番号
- (3) 国立公園事業者名
- (4) 公園施設の位置
- (5) 改善すべき内容の概要
- (6) これまでに行った行政指導の概要
- (7) 改善するため必要な措置
- (8) 他法令の規定による処分の状況
- (9) その他参考事項

(備考)

1. 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 様式第 1 の添付書類(5)、(11) 及び(13) に準じて、改善すべき内容を明らかにした書類

2. 注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には当該事業の執行の協議回答書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたものにあっては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 必要に応じて、当該国立公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分に関する書類の写し等を添付すること。

様式第6

法人の合併（分割）による国立公園事業の承継協議書（承認申請書）

_____が執行する_____国立公園_____事業を承継したいので、自然公園法第12条第1項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

年　　月　　日

申請者の名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）

環境大臣

殿

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	環自許第 年　月　日 (厚生省　国第　号)
公園施設の種類	
合併（分割）法人 の名称、住所及び 代表者の氏名	
合併（分割） した年月日	年　月　日
合併（分割） した理由	
備考	

(備考)

1. 添付書類

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することが出来ることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した国立公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2. 注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けた場合にあっては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第7

相続による国立公園事業の承継申請書

_____が執行していた_____国立公園_____事業を承継したいので、自然公園法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年　月　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

環境大臣

殿

執行の認可を受けた 年月日及び番号	環自許第 年　月　日 (厚生省　国第　号)
公園施設の種類	
被相続人の 氏名及び住所	
被相続人が 死亡した年月日	年　月　日
備考	

(備考)

1. 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (4) 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により国立公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2. 注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8

国立公園事業の休止（廃止）届

_____国立公園_____事業を休止（廃止）したいので、自然公園法第13条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年　月　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）〕

環境大臣 殿

（○○地方環境事務所長 殿）

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	環自許第 年　月　日 (厚生省　国第　号)
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自　　年　月　日　　至　　年　月　日 (　　年　　月　　日)
休止中（廃止後）の 公園施設の 管理方法（取扱）	
休止（廃止）を必要 とする理由	
備考	

(備考)

1. 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

2. 注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたものにあっては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
 - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 9

番 号
年 月 日

自然環境局長 殿
(○○地方環境事務所長 殿)

○○地方環境事務所長
(○○自然環境事務所長)

_____国立公園_____事業の廃止について

国立公園事業取扱要領第 25 に基づき、下記のとおり報告します。

記

- (1) 国立公園事業名
- (2) 執行認可の年月日及び番号
- (3) 国立公園事業者名
- (4) 公園施設の位置
- (5) 法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見
- (6) その他参考事項

(備考)

1. 添付書類

- (1) 法第 13 条の規定に基づく届出書（添付書類を含む。）の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

2. 注意

- (1) 執行認可の年月日及び番号には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見には、国立公園事業取扱要領第 29 の 1 各号への適合について、それぞれ根拠を示し、具体的に記載すること。

国立公園事業の執行認可失効届

_____国立公園_____事業執行の認可を失効したため、自然公園法第 14 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
 法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）

○○地方環境事務所長 殿

執行の認可を受けた年月日及び番号	年　　月　　日	環自　許第	号
		(厚生省　国第　号)	
公園施設の種類			
失効した年月日	年　　月　　日		
失効した理由			
備考			

(備考)

1. 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

2. 注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

番 号
年 月 日

自然環境局長 殿
(○○地方環境事務所長 殿)

○○地方環境事務所長
(○○自然環境事務所長)

_____国立公園_____事業の失効について

国立公園事業取扱要領第 27 に基づき、下記のとおり報告します。

記

- (1) 国立公園事業名
- (2) 執行認可の年月日及び番号
- (3) 国立公園事業者名
- (4) 公園施設の位置
- (5) 失効に至った原因
- (6) 法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見
- (7) その他参考事項

(備考)

1. 添付書類

- (1) 法第 14 条第 2 項の規定に基づき届出があった場合にあっては、届出書（添付書類を含む。）の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 法人の解散又は国立公園事業者の死亡により失効した場合にあっては、解散したことと示す法人の登記事項証明書の写し又は死亡したことを証する戸籍抄本

2. 注意

- (1) 執行認可の年月日及び番号には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見には、国立公園事業取扱要領第 29 の 1 各号への適合について、それぞれ根拠を示し、具体的に記載すること。

様式第 12

番 号
年 月 日

自然環境局長 殿

(○○地方環境事務所長 殿)

○○地方環境事務所長
(○○自然環境事務所長)

国立公園事業の取消処分を要する事案について

国立公園事業取扱要領第 28 に基づき、下記のとおり報告します。

記

- (1) 公園施設の種類
- (2) 執行認可の年月日及び番号
- (3) 国立公園事業者名
- (4) 公園施設の位置
- (5) 法第 14 条第 3 項の該当号
- (6) 事業執行者の現況
- (7) 公園施設の現況
- (8) 法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見
- (9) 他法令の規定による処分に状況
- (10) その他の参考事項

(備考)

1. 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 様式第 1 の添付書類(5)、(11) 及び(13) に準じて、取消処分の根拠及び必要性を明らかにした書類

2. 注意

- (1) 執行認可の年月日及び番号には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 法第 14 条第 3 項の該当号には、取消処分の根拠となる号を記載するとともに、該当すると判断される根拠を記載すること。
- (3) 法第 15 条に基づく原状回復等の必要性についての意見には、国立公園事業取扱要領第 29 の 1 各号への適合について、それぞれ根拠を示し、具体的に記載すること
- (4) 必要に応じて、当該国立公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分に関する書類の写し等を添付すること。

様式第 13

番 号
年 月 日

自然環境局長 殿
(○○地方環境事務所長 殿)

○○地方環境事務所長
(○○自然環境事務所長)

自然公園法違反行為について（報告）

国立公園事業取扱要領第 35 に基づき、下記のとおり報告します。

記

- (1) 発見日時
- (2) 公園施設の種類
- (3) 執行認可（協議）の年月日及び番号
- (4) 国立公園事業者名
- (5) 公園施設の位置
- (6) 違反該当条項
- (7) 違反行為の内容及び状況
- (8) 措置状況
- (9) 他法令の規定による処分の状況
- (10) 違反行為の処分に関する意見
- (11) その他参考事項

（備考）

1. 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 様式第 1 の添付書類(5)、(11) 及び(13) に準じて、違反行為の内容を明らかにした書類

2. 注意

- (1) 執行認可（協議）の年月日及び番号には、当該事業の執行の認可指令書（当初の協議回答書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたものにあっては承認指令書））記載のものを記入すること。
- (2) 「違反該当条項」には、自然公園法、施行令又は施行規則各条項のうち違反行為にかかる条項を記載すること。
- (3) 「違反行為の処理に関する意見」欄には、措置内容案（注意文書案を含む。）とその理由を記入すること。